



中津市監査委員告示第 14 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年10月25日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 祭りやばけい実行委員会</p> <p>[補助金等名] 中津市観光イベント支援補助金</p> <p>[所管部局・課] 耶馬溪支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①補助金対象経費としている費用のうち請求書及び振込払い利用明細書の写しを添付しているものが1件あった。今後は、請求書及び領収書等原本を保管しておくよう適切な会計事務を求める。</p> <p>②事業経費の領収書に購入品目等がないため補助対象経費か判断できないものが数件あった。今後は、内容の不明確なものについては、購入品目の分かるレシート等を添付することとし、領収書があっても内容が特定できない場合は、補助対象外の扱いとされたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (要望事項)</p> <p>①中津市観光イベント支援補助金交付要綱第3条第3項別表2に補助対象経費について、会議費の内容は「総会、運営委員会の会議費」と抽象的な表現となっている。他の経費のように明確化することが適切と考える。</p> <p>②実績報告書に事業完了日欄がなく、事業完了日が不明のため、実績報告日が適正であるかの判断ができないものがあつた。出納簿等で完了日の推測はできるものの、推測で事務を行うのではなく、今後は、実績報告書に事業完了日欄を設け、確実な日付を記載するようにされたい。</p>	<p>ご指摘の請求書及び振込払い利用明細書の原本は、他団体への補助申請に提出していました。よって、当該経費については、補助対象外経費として処理しました。 今後は、必ず原本を保管し、原本が添付できない場合は理由を明記する等適切な会計事務に努めます。</p> <p>ご指摘の件については、今後内容が分かる明細書を添付し、内容不明の経費は補助対象外として取り扱います。</p> <p>ご指摘の件につきましては、次回改正時（令和5年3月末）、補助金交付要綱別表2に補助対象経費の詳細を明記することを観光推進課と調整しています。</p> <p>ご指摘の件につきましては、実績報告書に事業完了日を記載しました。今後は、事業完了日欄を設けた様式に変更いたします。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市食生活改善推進協議会</p> <p>[補助金等名] 中津市食生活改善推進協議会補助金</p> <p>[所管部局・課] 地域医療対策課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 理事の交通費については、協議会規程に基づいた積算方法により支給を行っているが、補助対象額についても協議会規程による積算を行っていた。 中津市補助金事務ガイドラインでは、補助対象額は総務課人事係発行の「旅費の手引」に準じる経費に限るとされていることから、「旅費の手引」に基づき補助対象額の再計算を行い、実績報告書の再提出を求める。 なお、協議会規程に基づく交通費支給については、補助対象額を超過する可能性があることに加え、実距離と異なるため不公平が生じる可能性があること、また、常に二種類の積算が必要であり事務の簡素化及び支給誤り等のリスク軽減のためにも、市の基準に準じた支給が望ましいことから、今後、理事会等において交通費の積算方法の検討を要望する。</p> <p>② 団体（支部）に対する助成金等を、個人（代表者）に現金払いを行っていた。また、交通費や講師謝礼についても現金払いを行っていた。 公金管理の適正化の観点から、職員等が直接現金に触れない口座振込が適当であり、さらに、団体に対する事業費等は個人に渡すのではなく、原則、団体名義の口座への振込を行うよう事務改善を求める。</p>	<p>ご指摘の通りです。令和3年度分の旅費を自宅から会場間の距離で再度算出したところ、1,020円が補助対象外経費となり、自主財源で賄うこととしました。決算書につきましては、全体金額の変更はありませんでしたが、項目毎の補助対象額の修正の必要がありましたので、令和3年度決算書を修正し、再提出致しました。 今後は、補助金事務ガイドラインに沿った適正な事務処理に努めます。 また、協議会規程による交通費支給につきましては、ご指摘の通り、協議会規定による積算と市の補助対象額の積算を行うことで支給誤り等のリスクがあるため、10月末頃開催予定の理事会に諮り、令和4年度より「旅費の手引」に準じた額での支給に変更する予定です。</p> <p>ご指摘の現金払いにつきましては、これまで定期的開催される会議時に現金を渡し、領収印を受領していました(年2～3回払)。 今後は、団体名義の預金口座が未開設で現金による管理を行っている支部には口座の開設を促し、公金の取扱い等にかかる指針に基づき、原則、口座振込に移行致します(年2回払)。</p>	